



「業務上横領事件」は存在しなかった！

松崎元顧問ら

不起訴

勝ち取った到達点を確認し、さらに反弾圧の闘いを進めよう！

松崎元特別顧問ら4名が共謀して3,000万円を横領したとの「業務上横領」でっち上げ「事件」で、東京地方検察庁は昨年12月28日に「嫌疑不十分」で不起訴決定していたことが1月7日、弁護士を通じ判明しました。3名は既に昨年5月に時効・不起訴。2006年12月7日から4日間（84時間30分）にもわたる大規模な家宅捜索での押収品2,197点（警察で5,552点に細分化）も、1月8日には全て還付。これにより「業務上横領事件」は存在せず、大規模な家宅捜査に見られる大弾圧も全く根拠のないものであったことが明らかになりました。

根こそぎ押収で「事件」を捏造、JR総連への弾圧をおこなう警視庁公安部

「事件」の発端は、JR総連への弾圧は警視庁公安部による2002年11月のJR浦和電車区事件での7名の逮捕・勾留に続き、翌年6月の「東京駅事件」のでっち上げと家宅捜索に始まります。警視庁公安部はこの東京駅事件の不起訴直前に被疑者や被疑事実などを明らかにせず22点を再差押え。それをもとに2005年12月7日に「業務上横領」をでっち上げ、大規模な家宅捜索をおこないました。

ねつ造された「業務上横領」ゆえ、「事件」は昨年5月、3名は時効により「不起訴」となっていました。しかし公安二課はメンツを保とうと、残る松崎氏を今年1月17日の時効が迫る昨年11月30日に書類送検。さらに不起訴決定前日となる12月27日の押収品還付の際、松崎氏からの押収品24点などを還付しませんでした。ところが翌28日には「嫌疑不十分」で「不起訴」とし、1月8日、押収品は全て還付したのです。まさに「業務上横領事件」をはじめ一連の「事件」は、JR総連への弾圧のためにつくり上げられたものに他なりません。

悪辣なマスコミ報道と、加担する御用組合や組織破壊者を許さない！

当初、マスコミはこぞって「松崎氏が業務上横領」と公安発表を鵜呑みにし、4日間にわたる家宅捜索の様相を大々的に報道してきました。さらに『週刊文春』による「組合費で買ったハワイ豪華別荘」とした記事や、2006年7月からの『週刊現代』による「革マル・テロリスト」とした24週にわたる記事など、一連の報道でJR総連への悪宣伝を繰り返してきました。さらにJR連合や組織破壊者らは、この悪宣伝を利用・活用し、弾圧に掉さし、JR総連破壊に加担してきたのです。

これに対しJR総連は、この3,000万円は松崎氏の自己資金であり、横領でも何でもないと、故に労組破壊をねらった国策弾圧であることを訴えてきました。また2005年12月27日には大規模な家宅捜索などで結社の自由、思想・信条の自由、財産権、団結権などが侵害されたなどとして国と東京都に対し、3,630万円の賠償を訴えました。

一方、一連の弾圧に対してILOは日本政府に「悪宣伝をしないこと」「押収物を還付すること」など、二度にわたる『勧告』をおこないました。さらにJR総連は、ILO勧告の即時履行を求める40万人署名などを成功させてきました。

今回の不起訴決定に対しJR総連は1月8日、司法記者クラブで記者会見を開催。事件はでっち上げであったこと、当時の公安情報を鵜呑みにした報道に猛省を求めるとなどを強く求めました。

勝ちえた不起訴決定は、これまでの反弾圧の闘いのひとつの到達点です。しかし今後も新自由主義がますます跋扈（ばっこ）し、平和が脅かされ、JR総連への弾圧がさらに強まることも予想されます。これからも反弾圧と総団結で、あらゆる弾圧を跳ね返そう！

司法記者クラブでの記者会見

【裏面に声明】



国際交流基金にかかわる「業務上横領事件」の不起訴決定について

1. 業務上横領容疑で書類送検されたJR東労組元委員長・松崎明氏に対し、東京地検が昨年12月28日、嫌疑不十分で不起訴処分をしていたことが昨日明らかになった。すでに不起訴が確定していた他の3人と合わせ、被疑者全員が不起訴となり、この事件をめぐる「捜査」は終結した。当然の結末である。
2. 警視庁公安部公安2課は「東京駅事件」の不起訴が決定される前日の2005年3月15日、押収物のうち22点を警視庁内で再押収し、今回の事件の強制捜査を開始した。同年12月7日以降、4日間に及んだJR総連に対するものを含め24箇所を家宅搜索し、結成以来の全会計資料と大会、中央委員会の資料・議事録の全てを含む2,197点(押収品目録点数)の組合財産を押収した。それ以来、沖縄やハワイにまで捜査員を派遣し金融機関に照会をかけて松崎氏を中心に関係する組織・個人の預金取引記録をしらみつぶしに調べるなど、徹底的な捜査が行われた。その結末が、嫌疑不十分での不起訴である。「預かっていた松崎氏個人の金の一部を返済したに過ぎず、犯罪など存在しない」というJR総連の当初からの主張が完璧に証明されたということであろう。
3. 振り返れば、2002年11月の浦和電車区事件による組合員7人の逮捕に始まり、東京駅事件(「暴力行為」容疑、03~05年)、ピラ配布事件(「住居侵入」容疑、03~04年)、今回不起訴となった国際交流基金事件(「業務上横領」容疑、05年~07年)、そして福祉事業協会事件(同、07年~)に至る警視庁公安部公安2課の捜査が行われた。これに07年の愛知県警公安部による蒲郡駅事件(「窃盗」容疑、07年~)の捜査を加えるとJR総連に対する「犯罪捜査」はわずか5年余りの間に6件に達する。それぞれ異なる容疑で行われたこれら一連の捜査で被疑者は延べ29人、逮捕者は7人、勾留日数は2,408日、家宅搜索は180箇所、押収物は5,738点である。そして、今回を含め既にこのうちの3件が不起訴となり、他の1件はすでに公訴時効が成立している。
4. 一労組に対し、これだけ集中して「犯罪捜査」が行われ、しかもそれを検察が相次いで不起訴にしている事態は尋常でない。この異常な捜査を支えたのは、公安当局が流した「革マル派の浸透」説であった。警視庁公安部は1997年に作成した秘密捜査資料で、あやふやな根拠からの推測を元にこの説を打ち出し、それ以来、警察庁の広報誌などが宣伝を行い、歴代の警察庁警備局長が繰り返し国会で答弁し、内閣が答弁書に書き、捜査資料の提供を受けた週刊誌記者が執拗に報道し、JR連合や国労がこれに唱和してきた。しかしその根拠はこれまで一度たりとも明らかにされたことはない。
5. 市場競争最優先の新自由主義改革を進める歴代政府にとって、企業にも政府にも従属せず、安全、平和など独自の価値観をもって活動する自立した労働組合ほど目障りな存在はない。だから公安当局は、「過激派の浸透した危険な労働組合である」との情報操作を背景に、次々と「犯罪」をでっちあげ、JR総連への不当な攻撃を重ねてきたのである。
6. 今回の不起訴処分は、心ある多くの人とともに進めてきた反撃のひとつの成果である。JR総連はさらに協力の輪を広げ、浦和電車区事件の逆転無罪をかちとり、政府の気に入らない団体や個人を社会から排除するこの危険な動きを封じるため、全力で奮闘する。

2008年1月8日

全日本鉄道労働組合総連合会 (JR総連)